主 文

本件申立を棄却する。

昭和二六年一二月二七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 栗 山 茂

裁判官 小 谷 勝 重

裁判官 藤田八郎

裁判官 谷 村 唯 一 郎